



Title	高齢寡婦世帯のライフコースにおける社会保障制度の利用に関する課題
Author(s)	張, 思銘
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 145, 165-174
Issue Date	2024-12-25
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.145.165
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93863
Type	departmental bulletin paper
File Information	12-1882-1669-145.pdf



高齢寡婦世帯のライフコースにおける 社会保障制度の利用に関する課題

張 思 銘*

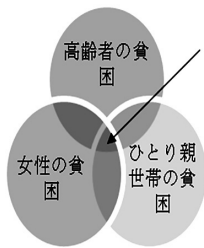
【要旨】本研究の目的は、高齢寡婦世帯がライフコースにおける社会保障制度との関わりに関する課題を整理することである。本研究の高齢寡婦世帯とは、過去にひとり親として仕事しながら子育てし、その後、再婚せずに、現在、年金を受給している寡婦が世帯主の世帯である。また、社会保障制度において、所得保障制度に注目し、ひとり親世帯向けの経済的支援制度、年金制度、税制度という三つの側面からまとめる。結果として、高齢寡婦は所得保障制度との関わり方がライフコースにおいて、変動が多いこと見られた。まず、年金と税制度は通ライフコースの支援策である一方、ひとり親世帯向けの経済的支援制度は子育て期だけに適用できる支援策である。そして、年金について、配偶者との関係、就労状況により、加入の種類や金額が異なっている。最後に、税の控除がライフコース上に継続しているが、子の生活と就労状態により、扶養控除、ひとり親控除、寡婦控除など、税制度との関わり方が違っている。

【キーワード】 高齢寡婦世帯、ライフコース、所得保障

はじめに

近年、母子世帯の深刻な経済的不利に注目が集まる一方、子どもに重点を置き、子育て後の寡婦の現状についての研究の蓄積が少ない。そのような中で、先行する実証調査から中高年齢の寡婦世帯はワーキング・プア状態が継続し、貯金が少ない経済的困難な状態にいたることが分かった（わくわくシニアシングلز2017, 2022, 大矢2016, 田中2019）。母子家庭の当事者団体で活動をしてきた女性たちは、子どもが成人になってから自身の高齢期の貧困を意識し、実証調査を通して、65歳以上高齢寡婦世帯の51.4%が働いていることが分かる。年金を受給しながらも、働き続けなければならない高齢寡婦の実態が浮きぼりになった。そのほか、田中（2019）が寡婦世帯を対象に行ったアンケート調査の結果によると、貯金なしが3割以上であり、特に、離別や未婚の寡婦の方が貯蓄なしが多い傾向があると指摘している。このように寡婦世帯の高齢期の経済的な不利が想定される。

高齢寡婦世帯の貧困は、日本における社会の諸問題の凝集点として整理できる（図表1）。まず、典型的にジェンダー構造化された家族、更に、企業による長期勤続雇用労働を標準としてきた労働市場において、ケア役割が女性に偏在し、女性の再就職、特に中年期の就労の困難により、女性が経済的自立に困難、ないし脆弱性をもっている。更に、それと付随する日本の年金制度は家族に包括している女性本人の貧困を隠蔽されたが、シングルマザーといった女性世帯主になってから年金の少なさ、高齢期の貧困などを可視化になっている。以



図表1 高齢寡婦世帯の貧困の学術背景

上のように、女性、シングルマザーとしての複合的な不利は長年に渡って累積されていき、高齢単身女性が直面する問題とも重なり合って脆弱性を増し、高齢寡婦の貧困問題として立ち現れる(張2023)。

以上の背景において、本研究は、高齢寡婦世帯の貧困の原因を明らかにするためには、高齢寡婦を貧困から抜け出せなくさせる制度的な構造に注目して、ライフコースにおける社会保障制度との関わりに関する課題を整理することが目的にしている。

具体的には、社会保障制度において、所得保障制度に注目し、ひとり親世帯向けの経済的支援制度、年金制度、税制度という三つの側面からまとめる。この課題を明らかにするためには、本研究における問いを次の二点に整理する。第一、ひとり親世帯向けの経済的支援制度、年金制度、税制度の適応条件を高齢寡婦のライフコースに当てはまりながら、確認していくことである。第二、各制度を利用する際の特徴をまとめることである。

なお、本研究は制度的な構造を議論する際に、対象者とする高齢寡婦世帯とは、過去に離婚や死別により母子世帯になり、ひとり親として仕事しながら子育てし、その後、再婚(法律婚・事実婚)せずに、現在年金を受給している寡婦が世帯主の世帯である。いわゆる、民法上の婚姻関係を経由したことがあることを前提として、ライフコースにおける制度との関わりの課題をまとめていく。

1. ライフコースにおける社会保障制度の利用

高齢寡婦世帯の貧困の原因を探るために、ライフコースというアプローチを用いて、分析することが重要である。WBG (2018) によると、貧困は継続的な特質があり、生活者として前のライフステージにおける環境と経済的困窮の経験から抜け出すことができず、次のライフステージにおいても貧困にとどまる可能性がある。それ故、貧困に関する実証調査も対策もスナップショットで見るだけではなく、ライフコースに沿い、ダイナミックに捉えることが重要視されている。例えば、シングルマザーは子育て期に就労によって、一時点においては貧困ではないが、実際には、構造的な貧困に陥るリスク(例えば、年金非加入、貯金ができないなど)が潜み、高齢期に貧困状態から脱出することが困難になる。

Lister (2011) が指摘されたように、「動的な貧困調査から得られる重要な政策的教訓は、人々が貧困から抜け出せるように、或いは貧困に落ちないように、軸となるポイントを発見して介入する」ことが重要である(Lister=2011:227)。それゆえ、シングルマザーも生活の困難にさらされる受動的な存在ではなく、主体的行為者として、構造的・文化的制約に縛られている。主体的行為と構造の関係を捉えるために、まず軸となるポイント(構造的な決定因子)を発見することが重要である。

そのため、本研究は所得保障制度に注目して、高齢寡婦を貧困から抜け出せなくさせる制度的な構造として、ライフコースを通して構造的な決定因子を探っていく。具体的な方法としては図表2で示された通り、ライフコースに沿い、ひとり親世帯向けの経済的支援制度(児童扶養手当を中心)、年金制度、税制度という三つの所得保障の適用条件示した上で、各所得保障との関わり方の特徴について明らかにする。末子の年齢によって、ひとり親世帯や寡婦

世帯の各所得保障の受給条件に大きく影響しているため、図表2の上部は高齡寡婦世帯の母と末子のライフコースを提示している。そして、母と末子の年齢に沿い、各所得保障が適用出来るかどうかについて、下部で提示されている。

また、所得保障について論じている際に、ひとり親世帯向けの経済的支援制度（児童扶養手当中心）、年金制度、税制度という三つの側面に注目する理由は以下になる。本研究は日常生活に必要とされ、また、シングルマザーという社会的属性のゆえ、年間所得により、毎年調整する所得保障制度を中心に整理していく。そのため、ひとり親世帯向けの経済的支援制度には母子父子寡婦福祉資金貸付金などもあり、児童扶養手当だけに焦点を当てて、まとめる。以下の節においては、図表2を用いて、ライフコースにおいて、ひとり親世帯向けの経済的支援制度（児童扶養手当中心）、年金制度、税制度の制度との適応条件と特徴をまとめていく。

母●

妊娠出産・子育て期

直後

子育て期

ミドル期

65

高齢期

末子★

16

18

19

23

30

ひとり親向け の経済的支援		児童手当	
		●児童扶養手当	★（子18歳の年度末まで）
公的年金		被扶養配偶者	
		●離別者：分割→被用者年金/国民基礎年金	
		●死別者：遺族年金/遺族年金＋被用者年金	
		●受給（母65歳から）	
税 制 度	ひとり親控除	●生計を一にする子の年分の総所得金額等が48万円以下	
	扶養控除	★一般	★（給与103万円以上）
		★特定★（子19～23歳未満）	
	寡婦控除	●離別者：扶養親族がいる人（子がいる場合、ひとり親控除適用） ●死別者：（子がいる場合、ひとり親控除適用） ★子の総所得金額が48万円以上のひとり親世帯	

図表2 高齡寡婦世帯の親子のライフコースと各所得保障の適用条件

（注：母のライフコースに沿い、「子育て期」とは児童扶養手当を受給する期間、「ミドル期」とは子育て期以降から年金受給する前の期間、「高齡期」とは65歳以上で、且つ年金受給する期間である。そして、表の中で、●は母の年齢、ライフイベントを指し、★は子の年齢、ライフイベントを指す。また、●と★の間は受給期間を指している。）

2. ライフコースと適用条件

図表2で示されたように、母子世帯になった直後から、三つの所得保障制度が適用できるようになっている。この節では、高齡寡婦世帯のライフコースに沿い、経験しうるライフイベントと制度の関わり方について確認する。

(1) 児童扶養手当と扶養控除などの税制度

まず、シングルマザーになった直後から、児童扶養手当を受給できるようになる。児童扶養手当の受給額は、「受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている」（子ども家庭庁2024）。いわゆる、母の収入により、受給金額が計算されている。また、母の就労収入の上昇につれて、総収入が増えるが、一定額を超えると、手当額が支給停止や一部支給になる。また、児童扶養手当の適用対象者は、「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母」であり、受給資格の年齢制限がある。

このように、末子が18歳になった年度末から、児童扶養手当が支給停止になる。しかし、近年のひとり親世帯実態調査により、ひとり親世帯の子どもの大学進学率は母子世帯が66.5%、父子世帯が57.9%である（厚生労働省2022）。それゆえ、半分以上の子が大学進学になり、その費用が必要なる時期に、家計収入が減額された。この際に、奨学金以外の所得保障においては、税制度に扶養控除が増えている。

ひとり親が適用できる税制度には、ひとり親控除、寡婦控除、扶養控除がある。ひとり親控除は控除額が35万円で、受給資格には事実婚の関係にある人がいない、生計を同一にする子¹がいる、所得金額が合計で500万円以下であるという要件がある（国税庁2024a）。また、寡婦控除は控除額が27万円で、以下のいずれかに当てはまる場合に適用される所得控除である。いわゆる、「夫と離婚した後に結婚しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人」か；「夫が死別した後に結婚していないまたは夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人（この場合、扶養親族の有無は問わない）」といういずれかに該当する場合である（国税庁2024b）。ひとり親控除は、結婚歴がなくても利用できるという点が寡婦控除とは大きな違いがある。また、ひとり親と寡婦控除の併用はできないため、両方の要件に該当している場合は、より控除額が大きいひとり親控除を利用するのがほとんどである。その他、扶養控除は、納税者に所得税法上の控除対象となる扶養親族²がいる場合に、一定の金額が所得税から控除される制度である（国税庁2024c）。ひとり親控除や寡婦控除との併用も可能で、16歳以上で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合は、一般の控除対象扶養親族に該当し、控除額が38万円の扶養控除の適用が可能となる。しかし、控除対象扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人は特定扶養親族と見なされ、63万円の控除額に該当する。

いわゆる、ひとり親世帯にとって、子が大学進学の年齢である19歳以上23歳未満の間に、35万円のひとり親控除と、63万円の特定扶養親族控除の併用ができる。ひとり親世帯の大学進学には、より経済的負担を軽減できる。その後、子が成人し、更に大学を卒業してから、非

¹ ひとり親控除の場合の「子」とは、その年分の総所得金額等が48万円以下で、且つ他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られる（国税庁2024a）。

² 扶養控除の場合の「扶養親族」とは、納税者と同一生計であり、更に、年間の合計所得金額が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）である場合（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）に限られる（国税庁2024c）。

正規雇用や、病気といった際に、年分の総所得金額等が48万円以下であれば、母と同一生計の場合には、両方の控除も継続して併用できる。子は就労による「自立」（その年分の総所得金額等が48万円以上）ができれば、ひとり親控除と扶養控除が失効になり、母は場合によって寡婦控除を受ける。

以上、母と子のライフコースに沿い、各ライフイベントにおいては適用可能な手当と控除について確認した。

(2) 公的年金制度

そして、子のライフコースと連動してなく、母自身の婚姻状況、就労状況によって適用条件が変更する所得保障には、公的年金がある。母は結婚している間に、被扶養配偶者の場合、国民年金の第3号被保険者となり、或いは就労を継続し厚生年金を加入し続ける。その後、シングルマザーになった直後から、離別の場合、2年以内に厚生年金の年金分割を請求できる。合意分割制度の場合は、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を夫婦で分割する。もう一つは3号分割制度で、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ、夫婦間で分割する場合である（日本年金機構2022）。一方、死別者は遺族年金を受給する。いわゆる、シングルマザーになった直後から、以前のライフステージにおける母本人の就労、配偶者の就労状況、またはシングルマザーのなり方によって、母本人の年金の適用条件が変わっている。

その後、シングルマザーの就労状況と経済状況によって、被用者年金に加入するのか、国民基礎年金を加入するのかに分かれている。民間企業や官公庁等に雇用されている場合は被用者年金に加入し、基礎年金に上乗せして報酬比例の年金が支給される。個人事業主といった場合は、各自で国民基礎年金を加入する。その後、65歳から年金を受給する。以上の整理により、母のライフコースに、一見子の年齢に影響されないが、実際に、子育てとの両立を図りながら、就労したため、母本人就労状況と経済状況も子の年齢と生活状況に大きく影響されると考えられる。

3. 各所得保障の利用の特徴

以上、母と子のライフコースに沿い、各所得保障との関わり方について確認した。以下の節においては、高齢寡婦世帯にとって、各所得保障を利用する際の特徴について、まとめていく。

(1) ひとり親世帯向けの経済的支援制度（児童扶養手当を中心）

第2節により、ライフコースを通して、児童扶養手当は子の年齢と母の就労収入が適用条件となることが分かった。いわゆる、現行のひとり親政策は、子育て期に集中しており、子が満18歳になった年度末になると、ひとり親家庭の子育て役割が終了し、子とシングルマザーともに経済的に自立できると想定される。しかし、実際には、子のライフコースにおいて、高校卒業後の進学などにより、労働市場にすぐに入るわけではないため、シングルマザーは子に対する経済的支援を継続せざるを得ない。それに、その後の生活における病気・婚姻状態の変動などにより、労働市場から退出する可能性があり、この際にも、シングルマザーか

らの支援が必要となる。さらに、この状態がライフコースを通して、継続する可能性もある。このような状況の中で、母のライフコースにおいて、老後のための貯金や年金保険料の支払いが後回しになり、高齢期の生活を安定させる経済的リソースの不足につながっている。このように、子どもが成人（ないし、満18歳）になると子育てが必ずしも終了したというわけではなく、それ以降も成人した子もシングルマザーも自立した生活を送れない可能性もある。そのため、母子世帯が抱える不利は一時的なものではなく、より長いスパンで、母のライフコースに影響し続ける可能性がある。

また、児童扶養手当は母の就労収入の上昇につれて、総収入が増えるが、一定額を超えると、支給停止や一部支給になる。川合が指摘したように、「当該社会における政策の対象と範囲を示すものであり、多様な生活実態を後景に追いやり、国家が意図する単一のニーズに焦点化するという特徴」をもっている（川合2004）。要するに、ひとり親世帯向けの制度設計のニーズも単一であり、シングルマザーの就労を損なう原因を掘り下げ、また、ケアとどう両立させるのか、いわゆる、就労を通して経済的に自立できるという「自立支援」をどのようにうまくいけるのかということだけを目的としている。そのため、就労収入が一定額を超えると、支給停止や一部支給になるということも、就労による「自立」ができたと考えられる。しかし、そもそも「時間的貧困」など、生活における各種のリソースの不足に追われている母子世帯にとっては、就労収入という単独の基準で、貧困状況を判断することは、母子世帯の全面的で持続的な貧困リスクを看過された（四方ら2007）。その結果、例えば、ケア役割が子育て期以降にも継続し、母親本人の就労と年金加入に影響し続けているといったシングルマザー本人の福祉を巡る課題を把握していない。要するに、シングルマザーとして生きている女性は、母本人の「母親役割」だけに支援され、母の就労、年金加入などに伴う困難とリスクが不可視になり、ポスト子育て期の母への「切れ目のない支援策は未整備なままである」（湯澤2018）。

（2）税制度

児童扶養手当と類似しているように、ひとり親控除と扶養控除は、子を扶養することへの所得保障になるため、子の年齢、或いは子の年間所得という適用条件を設けている。一方、寡婦控除は、婚姻関係のあった女性の子以外の扶養親族（祖父母・親・孫など）を養育する負担を考慮することが主な目的となっていると言える。その中、ひとり親控除は、子の年齢に制限はなく、その年分の総所得金額等が48万円以下であり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていなければ対象となる。一方、扶養控除は、同じく同一生計の子、且つ子の年齢によって控除額が変動している。しかし、両方の生計を一にすると、必ずしも同居を要件とするものではなく、別居している場合であっても生活費や学資金・療養費などを送金も認められる。

この状況において、まず、ひとり親控除における年分の総所得金額等が48万円以下という条件には子の収入を大幅に制限され、ひとり親世帯にとってどれだけ経済的合理性があるのかについて、より詳細な計算が必要である。そして、通常の大学進学と思われる年齢に、特定扶養親族といった控除額の増額があることは合理性がある。しかし、大学進学者は同じ年齢層に入学するのではなく、このように子のニーズではなく、年齢という単一の基準での制度提供については、より検討が必要である。

(3) 公的年金制度

上記の二つの所得保障と違い、公的年金制度との関わりについては、母自身の婚姻状況、就労状況だけによって適用条件が変更する。シングルマザーは結婚出産等で退職することで勤務年数が減少し、被用者年金の加入期間が相対的に短くなる。それに、ライフコースに沿って、加入する年金の種類が何度も変更される。就業前は父親に扶養され、学校卒業後に就職する場合は第2号被保険者になり、結婚出産により退職した場合は、配偶者が第2号被保険者であれば第3号被保険者になり、配偶者が第1号被保険者であれば女性自身も第1号被保険者になる。その後、再就職する場合には、再び第2号被保険者になる（高木2009）。

また、この変更は女性本人より、家族の扶養者、多くの場合は配偶者の労働状況により、受動的に起こしている。典型的にジェンダー構造化された家族に基づく年金制度により、男性は自身の失業経験が最も大きな老後貧困リスクであるのに対して、女性は自身の働き方よりも、婚姻状況、いわゆる配偶者がいないか、配偶者と別れる離別者や未婚であることなどによって、貧困率を高める（湯澤2018）。このように、ジェンダー中立的な視点がない性別役割分業に基づくモデル家族、またはそれに付随する年金制度により、女性は福祉社会における地位、また社会保障の受給資格問題における不利な構造にさらされる（杉本1997、杉本2004、横山2002）。婚姻中に、女性本人の年金額の低さが見えにくい。吉中（2018）が指摘されたように、「カップルで高齢期を迎え、男性が現役時代に正規労働だった場合は、二人分の年金として世帯内で合算されるため、女性一人の年金の低さが見えにくい」。しかし、女性はいったん典型的にジェンダー構造化された家族、いわゆる婚姻関係から離れた場合に、このような構造がもたらした女性に対する不利が顕在化する。

更に、再就職したとしても、シングルマザーは、労働者として、結婚・出産により、キャリアの中断がある。そのため、「個」として立ち現れ、結婚、妊娠、出産などのライフイベントがもたらしてきた影響、また世帯内に隠された女性の貧困問題が顕在化する（湯澤2018）。さらに、日本の公的年金制度においては、最低保障年金がないので、男性に比べ、就労期間が短く、賃金も低い女性にとっては、「年金額が貧困基準を超えないことが多い」（阿部2015）。それゆえ、女性はいったん婚姻関係から離れ、離婚等により単身で老後を迎える場合は、公的年金の低さによる生活の経済的基盤は困難にさらされる。このように、典型的にジェンダー構造化された家族、またはそれに付随する年金制度における構造的な不利により、シングルマザー本人の福祉が見逃されている。

終わりに

本研究は、高齢寡婦世帯の貧困の原因を明らかにするためには、高齢寡婦を貧困から抜け出せなくさせる制度的な構造に注目して、ライフコースにおける社会保障制度との関わりに関する課題を整理した。所得保障制度に注目して、その関わり方の特徴には、以下のことが指摘できる。

ひとり親世帯向けの経済的支援制度と税制度は、子を養育することへの支援であり、その世帯員が就労による「自立」を目的として、設けられている。そのため、子と母のライフコースにおける一時的な支援である。また、世帯員の就労収入が増えることにより、児童扶養手当とひとり親控除が減額される。これは、「自立」を強調する支援策の公平性を認められる

が、「時間的貧困」といった、生活における各種のリソースの不足に追われている母子世帯にとっては、就労収入という単独の基準で、貧困状況を判断することは、ひとり親世帯の全面的で持続的な貧困リスクを看過されがちである。そのため、ライフコースという視点をを用いて、より長いスパンで母子世帯の生活課題について実証調査で明らかにしながら、より長期的な支援制度についての議論が必要である。

また、公的年金制度の加入には、母本人の婚姻状況と就労状況だけに影響されるように見えるが、実際に、子育てとの両立を図りながら就労したため、母本人の就労状況と経済状況にも子のライフコースにも大きく影響される。そのため、所得保障制度には子を養育するために損なう経済的状況を補う必要がある。要するに、被扶養者の利益だけではなく、扶養者本人の福祉の視点から、制度の見直しが必要と考えられる。

今後、実際に各種の所得保障については、例えば、ひとり親控除・寡婦控除、更に、扶養控除という制度は実際に各所得別のひとり親世帯にとっては、どのくらいの経済的負担を軽減されるのかについて、詳細な分析が必要である。

追記

本稿は、科学研究費助成事業研究活動スタート支援「新型コロナウイルス感染症による高齢寡婦世帯への影響：質的縦断調査から見る」（研究代表者：張思銘 北海道大学大学院教育学研究院学術研究員）の一環として実施している。

引用文献

- こども家庭庁（2024）『ひとり親家庭等の支援について』
- 厚生労働省（2022）『令和3年度全国ひとり親世帯等調査』
- 国税庁（2024a）「No.1171 ひとり親控除」
- 国税庁（2024b）「No.1170 寡婦控除」
- 国税庁（2024c）「No.1180 扶養控除」
- 日本年金機構（2022）「離婚時の年金分割」
- Women's Budget Group (2018) The Female Face of Poverty: Examining the cause and consequences of economic deprivation for women
- 大矢さよ子（2016）「単身女性の老後—高齢女性の年金問題」『わたちの21世紀 = Women's Asia 21』vol. 87, 18-21
- 川合隆男（2004）「社会変動と社会観察・社会調査」『近代日本における社会調査の軌跡』恒星社厚生閣
- 高木さゆり（2009）「女性の年金問題—母子世帯を中心に」『現代社会文化研究』No.45,19-36
- 田中聡子（2019）「母子から寡婦への貧困の継承—寡婦調査を通して」第67回日本社会福祉学会報告資料
- 田宮遊子・四方理人（2007）「母子世帯の仕事と育児：生活時間の国際比較から」『季刊社会保障研究』43(3),219-231
- 湯澤直美（2018）「子育て後の母子世帯の母たち」『学術の動向』23 巻 5 号, 14-17
- 吉中季子（2018）「非正規労働と年金:女性を中心に」『貧困研究』(21), 47-60
- 杉本貴代栄（1997）『女性化する福祉社会』勁草書房
- 杉本貴代栄（2004）『福祉社会のジェンダー構造』勁草書房
- 田中智子（2018）『家計からみる知的障害者家族の生活：障害・ケア・貧困の構造的把握に向けて』北海

道大学大学院教育学院博士論文

横山文野 (2002) 『戦後日本の女性政策』 勁草書房

わくわくシニアシングلز (2017) 『中高年齢シングル女性の生活状況アンケート調査報告』

わくわくシニアシングلز (2022) 『2022年中高年齢シングル女性の生活実態調査報告』

張思銘 (2023) 『高齢寡婦世帯の貧困—ライフコース・アプローチから見るシングルマザーの経済的困難』

北海道大学大学院教育学院博士論文

Lister, R. (2004) Poverty. Polity Press. (リスター・ルース著、松本伊智朗訳 (2011) 『貧困とは何か：概念・言説・ポリティクス』 明石書店)

Issues related to the use of social security system in the life course of elderly single-mother households

Siming ZHANG

Key Words

elderly single-mother households, life course, income security

Abstract

The purpose of this study is to identify issues related to the relationship of elderly single-mother households with the social security system over their life course. Elderly single-mother households in this study are households headed by a woman who has worked and raised children as a single parent in the past, has not remarried since then and is currently receiving a pension. In this study, about the social security system, attention is paid to the income security system, which is summarised from three aspects: the financial support system for single-parent households, the pension system and the tax system. As a result, it was observed that elderly single-mothers have a highly variable relationship with the income security system over the life course. First, the pension and tax systems are permanent support measures for the full life course, while the financial support system for single-parent households is a fixed-term support measure only for the child-rearing period. Then, with regard to pensions, the type and amount of membership differs depending on the relationship with the spouse and working status. Finally, tax deductions continue to be available, but depending on the status of the child, there are different ways of relating to the tax system, such as exemption for dependants, single parents and widows.